

長崎純心大学で 労働法制等の講義を実施

長崎労働局では、これから就職する大学生を対象に、労働関係法令、労働局の施策等の周知と啓発を図ることで、就職前、就職後に役立てていただくための講義を、平成24年度より実施しています。

平成30年5月16日(水)、長崎純心大学において「働く前に、働くときに、知っておきたい法律のはなし」というテーマで、2年生98名、3年生15名の学生を対象に、長崎労働局長が講義を実施しました。

講義では、就職前、就職後、退職時に必要な労働法の知識として、「採用内定」、「労働契約」、「各種保険」、「就業規則」、「給料」、「残業」、「有給休暇」、「安全と健康」、「男女の雇用機会均等」、「仕事と家庭の両立」、「退職・解雇」、「退職後の生活」、「労働組合」等について説明するとともに、「学生に対する労働局の就職支援」、「労働に関する相談窓口」等についても情報提供を行いました。

講義後のアンケートでは、「大変参考になった」47%、「参考になった」53%と、受講生全員が参考になったと回答しており、興味を持った内容に関しては、多い順に「給料」58%、「労働契約」29%、「採用内定」24%、「就業規則」21%となっています。

今後も、県内の大学と連携して、順次実施していきます。



学生の感想

「働く」ということを、法律を中心とした目線から知ることができる良い機会だった。

学生アルバイトはもちろん、卒業後就職したとき役に立つことだと思うので、いただいた資料は大切に保管し、今後さらに労働法に関する知識を深め、自分が損をすることがないようにしていきたい。

サービス残業や労働条件の明示義務とはどういうものなのかということを知ったことで、自分がブラックバイトをさせられていたことに気付かされた。

県内各地に労働者の相談窓口があることや、ハローワークや監督署は大人が行く所だと思っていたが学生も利用してよいということを、初めて知った。

